

門真市教育振興基本計画庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 教育の中長期的な目標及び基本的な方向性を明らかにするとともに、年度ごとの教育方針を定める際の指針となるものとして門真市教育振興基本計画を策定するに当たり、必要な事項の検討を行うため、門真市教育振興基本計画庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に必要な事項の検討に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の推進に当たり必要な事項

(組織)

第3条 委員会は委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は教育委員会事務局教育総務課長の職にある者とし、副委員長は教育委員会事務局学校教育課長の職にある者とする。

3 委員は、次に掲げる職にある者とする。

- (1) 教育委員会事務局学校教育課参事
- (2) 教育委員会事務局生涯学習課長
- (3) 教育委員会事務局こども政策課長

(職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明若しくは

意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報告)

第7条 委員長は、委員会の会議における検討経過又はその結果について、必要に応じて教育長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部教育総務課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月22日から施行する。